



立替金決済について

北陸銀行
上海駐在員事務所
浜田 貴英

1. はじめに

日本本社の社員が子会社である中国現地法人へ出向する、または現地業務支援のため中国現地法人へ出張するに際し、その給与支払に関する税務上の課題や注意点について、日中双方でその取扱いが問題となる事例が増えています。弊所でも、お取引先から常日頃ご相談をいただく照会事項の一つでもあります。

前回6月号「非貿易項目の対外支払に関する中国税務動向について」では、対外送金の注意点全般についてご紹介させていただきましたが、今回は日本本社からの出向者及び出張者の日本本社払い給与の精算送金について、その注意点について実例を交えて、ご紹介させていただきます。

2. 立替金決済とPEリスク

(1) 中国現地法人から日本本社へ対外送金する場合

このケースは、日本本社が立て替え、中国現地法人が返金する場合ですが、以前はこのような送金を認める根拠法がなかったので、原則送金自体が認められておりませんでした。2013年9月1日「サービス貿易に関する外貨管理法規の通知(国家外貨管理局[2013]第30号)が施行されたことで、関連会社間の立替送金について法整備がなされました。送金のための具体的な提出書類として、第30号公告の第6条9項に、「取引契約書、立替協議書・説明書、発票(支払通知)」を中国側の送金銀行に提示することで送金が可能(注1)と規定しております。

(注1) 前回6月号でご案内の通り、送金額が5万US\$相当額を超える場合、税務局届出後、登記内容を上記審査書類とともに送金銀行に提出する必要があります。

(2) 課税関係

	PEなし	PEあり
出向給与立替金	非課税	PEに帰属する個人は
個人所得税	183日超の滞在で課税	1日の滞在でも課税

(注2) PE(恒久的施設): 法人が本社所在国以外の国において、①事業を行う一定の場所を有している、②物理的場所が無くても一定の要件を満たす代理人を通して事業を行っている、③本社社員が一定期間の長期に渡り技術指導や工事などに携わっている場合等、当該事業や個人自体に課税を行う制度。

(3) 出向者PE認定のリスク

立替金決済の取扱が可能となりましたが、中国税務当局より出向者の身分が否定されPE認定を受けるリスクが高まっております。中国国家税務総局は2013年5月2日に「非居住企業の派遣者の中国国内における役務提供の企業所得課税に係る問題に関する公告」(国家税務総局[2013]第19号)では、出向条件が以下①から⑤の何れかに該当する場合は、駐在員の身分を否定し、PE認定を行うことを定めております。

- ①中国法人が、派遣元企業に対して、サービス費の性質を有する代金を支払っている
- ②中国法人が支払う立替金決済が、派遣元企業が立て替えた給与賃金等の費用を超過
- ③派遣元企業が、中国法人の支払う関連費用の全部を派遣者に支払わず留保している
- ④派遣元企業が負担する派遣者の賃金について、中国で個人所得税が納付されていない
- ⑤派遣元企業が、出向者の人数や職務資格、給与基準、就業場所などを決定している

(4) 出張者PE認定のリスク

- ①個人所得税に関わる183日ルール(暦年)とは違い、年が変わっても継続カウントされます
- ②判定に使用される期間は契約開始日から作業が全部終了して引き渡される日まで
- ③工事の場合は、最初下請事業者が行う場合は、その作業期間から対象に含まれる
- ④複数契約に分けていても同一又は関連プロジェクトとみなされた場合、連続計算
- ⑤月単位で計算され、ある月に1日滞在しただけで1カ月と計算

👉 このようにPE認定されると、駐在員給与などの経費を元に、想定利益率算定し(30%である実例が多い)、それに企業所得税(25%)が課税されることとなります。

3. 現地子会社での実例

(1) 上海市A社の事例 (日本の税務当局から中国出張日数相当分は寄付金扱い)

- ・日本本社役員が中国現地法人総経理を兼務し、毎月定期的に上海現地法人へ出張し現地の営業と技術を支援していた。年間の給与は全て日本本社が負担。
- ・日本側税務局の調査で、パスポート、出張報告、メール連絡の記録から、実際には本人の30%から40%は現地法人側の業務であると認定され、当該分は寄付金扱い認定。

(2) 上海市B社の事例 (出張者の立替金送金申請するも税務当局から高い税率示唆)

- ・上記30号公告通り、現地法人所在の管轄区税務局へ立替金送金の届出したところ、30%程度の課税を示唆され、中国現地法人から日本本社への立替送金が実質拒絶。
- ・中国現地法人は立替送金を諦めたが、税務当局から日本本社に対し現地法人負担を指摘。

👉 事例(1)では、親子間で社員の業務範囲と給与負担を明確にする必要があります。事例(2)では30号公告が整っても管轄税務局次第で実務上送金が厳しいのも現実です。

4. 最後に

中国側で進める事業(営業・技術支援など)によっては日本親会社と現地法人の社員双方で携わる長期的な案件も多く、その給与支払負担の税務処理とPEリスクへの注意については、日中双方の税務当局並びに実務取扱について日本親会社と中国子会社双方で注視していく必要があると思われます。

以 上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株)人材情報センター内)

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp